

# 令和元年度岡山県備中保健所運営協議会 次第

日時：令和元年10月31日（木）

14：15～16：00

場所：備中保健所2階 第1～3会議室

## 1. 開 会

## 2. あいさつ

## 3. 議 事

(1) 基本方針等について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 施策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

(3) 災害時における保健所機能の強化について・・・・・・・・資料3

(4) 意見交換

## 4. そ の 他

## 5. 閉 会

令和元年度 岡山県備中保健所運営協議会(10/31)出席者受付名簿

(任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日)

委員氏名	所属・役職	運営協議会出席	
		本人	代理
片岡 聡一	総社市長	欠	保健福祉部長 河相祐子
栗山 康彦	浅口市長	欠	健康推進課長 原田希代子
加藤 泰久	里庄町長	欠	健康福祉課長 鈴木達也
西原 洋浩	倉敷市連合医師会長	欠	
渡邊 恭行	笠岡医師会長	○	
山成 洋	井原医師会長	○	
平川 秀三	吉備医師会長	○	
福嶋 啓祐	浅口医師会長	○	
角谷 久博	吉備歯科医師会長	○	
島村 俊二	岡山県薬剤師会笠岡支部長	○	
池田 悦子	岡山県看護協会井笠支部長	欠	
秋山 光正	備南食品衛生協会会長	○	
山下 芳枝	備中保健所管内愛育委員連合会総社・早島地域愛育委員会会長	○	
三宅 裕子	備中保健所管内井笠栄養改善協議会長	○	
二宮 一枝	岡山県立大学保健福祉部特任教授	○	
物部 弘美	養護教諭小学校部会副部長	○	
吉岡 明彦	倉敷市保健所長	欠	
諏訪 雅浩	倉敷労働基準監督署長	○	
多田 典正	岡山県倉敷警察署長	欠	生活安全課長 小池昌広
嶋田 俊幸	岡山県倉敷児童相談所長	○	

17名/20名中出席

# 令和元年度 備中保健所運営協議会配席表

令和元年10月31日(木)  
14:15~16:00  
備中保健所2階会議室



(出入り口)

医吉  
師会  
会長 備  
平川

医井  
師会  
会長 原  
山成

			マイク			
総社市長 (代理:河相部長)	片岡				秋山	備南 食品衛生協会 会長
浅口市長 (代理:原田課長)	栗山				山下	総社・早島地域 愛育委員会 会長
里庄町長 (代理:鈴木課長)	加藤				三宅	井笠栄養 改善協議会 会長
倉敷市連合 医師会長	西原 (欠席)				二宮	岡山県立大学 特任教授
笠岡 医師会長	渡邊				物部	養護教諭小学校 部会副部長
浅口 医師会長	福嶋				吉岡 (欠席)	倉敷市保健所 長
吉備 歯科医師会長	角谷				諏訪	倉敷労働基準 監督署長
岡山県薬剤師会 笠岡支部長	島村				多田	倉敷警察署長 (代理:小池課長)
岡山県看護協会 井笠支部長	池田 (欠席)				嶋田	岡山県倉敷 児童相談所 長



マイク

マイク



マイク



(出入り口)

副部長	部長	所長	保健課長	井笠地域 保健課長	衛生課長
-----	----	----	------	--------------	------

健康福祉 課長	福祉振興 課長	保健課	保健課	保健課	衛生課	衛生課
------------	------------	-----	-----	-----	-----	-----

傍聴席	傍聴席	事務局
-----	-----	-----

# 岡山県備中保健所運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県備中保健所運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を岡山県備中保健所（以下「保健所」という。）内におく。

(目的)

第2条 協議会は地域保健法第11条により設置し、保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業所等の代表者又は職員、学識経験者等の中から岡山県知事が委嘱した者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は2年以内とし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 会議の必要のあるとき会長がこれを召集する。

2 委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の経費は県費をもって支弁し、保健所長の指名する保健所職員が庶務会計を処理する。

(その他)

第8条 この会則で定めるもののほか必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成21年4月1日から施行する。